

職場の安全衛生自主点検表

点 検 実 施 日			
主な業態※該当を選択	☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ 飲食店 ☐ 病院 ☐ 社会福祉施設 ☐ その他の業種 ()		
事業場の名称 (電話番号)	()		
事業場の所在地			
代表者職氏名		点検者職氏名	
労働者数	全労働者数 _____ 名、 男 _____ 名 ・ 女 _____ 名 (うち60歳以上 男 _____ 名 ・ 女 _____ 名)		

この自主点検表は、自社の安全衛生管理体制、作業方法、安全衛生教育の実施状況等について自主的に点検を行い、労働災害を防止する上での問題点を洗い出して改善するためのものです。

該当する項目にチェックをしてください。(該当しない項目はチェックする必要はありません。)

- ☞ 「いる」にチェックした項目については、現状維持はもとより、さらなる充実に努めてください。
- ☞ 「いない」にチェックした項目については、速やかに改善を行ってください。
- ☞ 本点検表は、行政運営以外の目的に使用することはありません。

ご記入いただいた本表は監督署の指定する期日までに提出してください

1 安全衛生意識の高揚について

日常的に次に掲げる職場活動を行っていますか。

- ① 整理・整頓・清潔・清掃(4S活動) ☐いる ☐いない ② 安全衛生についての短時間の打合せ ☐いる ☐いない
- ③ 危険予知活動(KY活動) ☐いる ☐いない ④ 安全衛生に関する提案 ☐いる ☐いない
- ⑤ 職場の巡視(設備の安全点検、衛生面の点検) ☐いる ☐いない

2 安全衛生教育について

- ① 新規雇入れ時や作業内容変更時に安全衛生教育を実施していますか。 ☐いる ☐いない
- ② 店舗等を管理する労働者に安全・健康を管理するための教育を実施していますか。 ☐いる ☐いない
- ③ 交通安全教育を定期的に行っていますか。 ☐いる ☐いない

解説 労働安全衛生法第35条では、労働者を雇い入れたとき、作業内容を変更したときは、遅滞なく、安全又は衛生のために必要な教育を行わなければならないことを定めています。

3 安全衛生管理体制について (☞次頁の解説参照)

- ① 安全管理者又は安全衛生推進者(注1)を選任していますか。
 ・安全管理者 ☐いる ☐いない ・安全衛生推進者 ☐いる ☐いない
- ② 安全推進者(注2)を配置していますか。 ☐いる ☐いない
- ③ 衛生管理者又は衛生推進者(注3)を選任していますか。 ☐いる ☐いない
- ④ 産業医(注4)を選任していますか。 ☐いる ☐いない
- ⑤ 衛生委員会(注5)等を設置し、月1回以上の会議を開催していますか。 ☐いる ☐いない

4 作業行動について

- ① 作業が安全に進められるため次の作業方法を定め、教えていますか。
 ・腰痛を防止するための正しいものの持ち方・運び方 ☐いる ☐いない
 ・台車などの運搬作業で足をひく又は激突しない運び方 ☐いる ☐いない
 ・カッターナイフなどを用いた作業で怪我をしないような切り方 ☐いる ☐いない
 ・高所からの物の出し入れで転落しないための脚立の使い方 ☐いる ☐いない
- ② 作業方法は1年に1回以上見直しをしていますか。 ☐いる ☐いない
- ③ 見直しに際しては関係労働者から意見を求めていますか。 ☐いる ☐いない
- ④ 作業方法が守られていないとき、管理監督者はその場で注意していますか。 ☐いる ☐いない

解説 労働安全衛生法令等に基づく各管理者の選任について

(注1) 安全管理者／労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という）第2条第1号及び第2号の業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場で選任することが義務付けられています。

安全衛生推進者／安衛令第2条第1号及び第2号の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で選任することが義務付けられています。

安 第 衛 2 令 条	第1号業種	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
	第2号業種	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
	第3号業種	第1号、第2号以外の業種

(注2) 安全推進者／「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づき、安衛令第2条第3号の業種で常時10人以上の労働者を使用する事業場に配置することとなっています。

(注3) 衛生管理者／業種にかかわらず、常時50人以上の労働者を使用する事業場で選任することが義務付けられています。

衛生推進者／常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で、かつ安全衛生推進者の選任が義務付けられていない事業場で選任することが義務付けられています。

(注4) 産業医／常時50人以上の労働者を使用する事業場で医師を選任することが義務付けられています。

(注5) 衛生委員会／常時50人以上の労働者を使用する事業場に設置することが義務付けられています。

5 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動について

- ① 「4S活動」を実施していますか。 ☐ いる ☐ いない ② 手順を決めて定期的に行っていますか。 ☐ いる ☐ いない
③ 店舗等を管理する者のリーダーシップの下で行っていますか。 ☐ いる ☐ いない

6 転倒災害の防止について

- ① 床面、階段及び通路は凸凹、水漏れ、ゴミのない状態になっていますか。 ☐ いる ☐ いない
② 商品などを床にじか置きしないようにしていますか。 ☐ いる ☐ いない
③ 倉庫内、バックヤードに安全通路を確保していますか。 ☐ いる ☐ いない
④ 通路、階段、出入口に物を放置しないようにしていますか。 ☐ いる ☐ いない
⑤ 通路、階段、出入口は、通行に十分な明るさが保たれていますか。 ☐ いる ☐ いない
⑥ 階段には滑り止め、両側に手すりを設置していますか。 ☐ いる ☐ いない
⑦ 照明器具の清掃を定期的に行っていますか。 ☐ いる ☐ いない
⑧ 物や台車の置き場をペイントなどにより明示し、守らせていますか。 ☐ いる ☐ いない

7 機械設備について

次の設備は定期的に自主点検を行っていますか。

- ① ボイラー(1か月以内ごとに1回) ☐ いる ☐ いない ② エレベーター(始業前・1年以内ごとに1回) ☐ いる ☐ いない
③ 食品用スライサー(始業前) ☐ いる ☐ いない
④ 小型ボイラーの取扱いの業務には特別教育修了者を就かせていますか。 ☐ いる ☐ いない

8 作業環境について

- ① 温度、湿度等を2か月に1回以上測定していますか。 ☐ いる ☐ いない
② 次の場所の清掃担当者が決められ、毎日清掃が行われていますか。
・通路等共有部分 ☐ いる ☐ ない ・事務室 ☐ いる ☐ いない ・休憩室 ☐ いる ☐ いない
・倉庫 ☐ いる ☐ いない ・売り場 ☐ いる ☐ いない ・厨房 ☐ いる ☐ いない

解説 事務所衛生基準規則第7条では、中央管理方式の空気調和設備を設けている事務室について、2か月以内ごとに1回、一酸化炭素、二酸化炭素の含有率、室温、外気温、相対湿度を測定しなければならないことを定めています。

9 健康管理について

- ① 常時使用する労働者（パート、アルバイト含む）に1年以内ごとに1回、健康診断を実施していますか。 ☐ いる ☐ いない
② 健康診断の結果、所見があった労働者について、医師の意見を聴取していますか。 ☐ いる ☐ いない

解説 労働安全衛生法第66条の4に規定される医師の意見聴取について、労働者50人未満の事業場は、管轄毎の地域産業保健センター（通称「ちさんぼ」）を活用し、無料で実施することができます。

10 防火等の対策について

- ① 火災等の場合の避難経路を定めていますか。 ☐ いる ☐ いない
② 厨房等で電気、ガス器具の不良がないか、電気コード・ガスホースに破損はないか、換気扇の清掃はできているか等について、定期的に点検していますか。 ☐ いる ☐ いない
③ 防火訓練、避難訓練は定期的に行われていますか。 ☐ いる ☐ いない